

2 保育所等の利用定員数

市町村において、保育所の創設、既存施設の定員増や小規模保育事業所等の設置が進められた結果、保育サービスの利用枠が大幅に拡大され、保育所、認定こども園及び地域型保育事業等を合わせた利用定員は、令和3年4月1日現在では昨年に比べ、約5,800人増加しました。

○利用定員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

	令和2年	令和3年	増減
保育所	101,602	104,793	3,191
認定こども園	16,712	17,781	1,069
幼保連携型	12,124	12,580	456
保育所型	1,796	1,825	29
幼稚園型	2,533	3,157	624
地方裁量型	259	219	▲40
地域型保育事業	6,637	7,509	872
小規模保育	5,933	6,790	857
家庭的保育	135	132	▲3
事業所内保育	569	584	15
居宅訪問型保育	0	3	3
認可外保育施設等※	5,808	6,487	679
合計	130,759	136,570	5,811

※認可外保育施設等については、認可化移行運営費支援を受給する認可外保育施設、地方単独事業のいわゆる保育室、企業主導型保育事業、幼稚園における長時間預かり保育事業等の計

<参考>

○令和3年度当初予算

保育所等の整備促進 3,546,000千円

<増加見込み数>

保育所 61か所 定員 3,469人分

認定こども園（保育部分） 24か所 定員 1,503人分

小規模保育事業 73か所 定員 1,387人分

認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設であり、以下のとおり分類される。

- ・幼保連携型認定こども園は学校かつ児童福祉施設
- ・保育所型認定こども園は幼稚園機能を持つ児童福祉施設（保育所）
- ・幼稚園型認定こども園は保育所機能を持つ学校（幼稚園）
- ・地方裁量型認定こども園は幼稚園機能と保育所機能を併せ持つ施設

地域型保育事業とは

保育所より少人数の単位で0～2歳の子どもを保育する事業等

- ・小規模保育は定員6～19人
- ・家庭的保育は定員5人以下
- ・事業所内保育は事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う